

【事業実施主体】 (一社)三重県畜産協会、(一社)三重県配合飼料価格安定基金協会、
三重県酪農農業協同組合、JA東日本くみあい飼料(株)東海支店

【事業の概要】 輸入飼料価格の異常な高騰が続く現状をふまえ、配合飼料、単味飼料、
輸入粗飼料の購入費の一部を補助します。(予算額:16億7292万9千円)

【補助対象期間】 令和5年度 第1四半期(4~6月)、第2四半期(7~9月)、
第3四半期(10~12月)、第4四半期(1~3月)

【事業内容】

(1) 配合飼料対策 → 手続き等はありません。

- ・補助対象農家：配合飼料価格安定制度に加入している畜産農家
(県内の配合飼料価格安定基金取扱団体等を通じて補助金支払)
- ・補助単価：県が定める単価
(算定方法:当該四半期の平均輸入原料単価から、直近4年間の平均輸入原料単価
と国補てん金を差し引いた額の1/2以内)
- ・補助対象数量：当該四半期の配合飼料価格安定制度の補てん数量

(2) 単味飼料対策 → 申請が必要です! (黄色の様式)

- ・補助単価：配合飼料対策と同単価
- ・補助対象飼料：当該四半期に納品した単味飼料のうち、以下の品目
(トウモロコシ(魚粉等を混合した二種混合飼料を含む)、大麦、
大豆(大豆粕を含む)、ふすま、ビートパルプ)

(3) 粗飼料対策 → 申請が必要です! (黄色の様式)

- ・補助単価：県が定める単価 (算定方法:当該四半期の平均粗飼料輸入単価と直近4年間
の平均粗飼料輸入単価の差額の1/2以内)
※国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策補てん金受給者は、同補てん金の給付が行
われた四半期に限り、当該事業補てん金の1/2相当額を同四半期の粗飼料対策
補てん金から差し引いた額(0円を下回る場合は0円)を交付
- ・補助対象飼料：当該四半期に納品した輸入粗飼料のうち、以下の品目
(アルファルファ、チモシー、スーダン、オーツ、クレイングラス、
ハイキューブ 【※稲わら、麦わら、ストロー類は、補助対象外】)

【単味飼料対策・粗飼料対策については、以下の点にご留意ください。】

- ・補助の下限：当該四半期の単味飼料と粗飼料(いずれも補助
対象品目)の合計納品数量が**3トン**(月平均1トン)
未満の場合は、補助対象外となります。

より多くの方に補助を
受けていただけるよう、
**数量の下限を
引き下げました。**

- ・単味飼料対策・粗飼料対策の申請書類送付先：
酪農 … 三重県酪農農業協同組合 酪農以外 … (一社)三重県畜産協会
- ・申請締切：第1四半期分(4~6月納品分)…令和5年 8月15日必着
第2四半期分(7~9月納品分)…令和5年11月15日必着
第3四半期分(10~12月納品分)…令和6年2月15日必着
第4四半期分(1~3月納品分)…令和6年5月15日必着(予定)

【支払時期(見込)】 第1四半期:9月、第2四半期:12月、第3四半期:3月、第4四半期:6月(予定)

裏面もご確認ください

【申請の手順】

(1) 配合飼料対策

〔配合飼料価格安定対策に加入している畜産農家が対象〕

- ①昨年度から引き続き配合飼料対策を受けられる方は、手続き等はありません。
(個人情報利用承諾書を提出済みです。)
- ②9月頃・12月頃・3月頃・6月頃(予定)に配合飼料安定基金受取口座に補助金が振り込まれます。(併せて、振込通知書も郵送。)

数量の下限を
引き下げました。

(2) 単味飼料対策・粗飼料対策 (黄色の様式)

〔当該四半期に単味飼料と輸入粗飼料(いずれも対象品目)合わせて、**四半期あたり3トン未滿の場合は、補助対象外**となります。(令和5年度納品分のみ適用)〕

<第1四半期(4~6月)分>

- ①第1四半期分の、単味飼料・粗飼料の請求書等(納品日・納品数量・品目が分かる伝票)をそろえてください。
- ②「申請書」に必要事項(申請者情報、畜種、口座情報等)をご記入ください。
(誤振込防止のため、振込口座の通帳の見開きページのコピーを添付)
- ③「申請飼料一覧表」に、当該四半期に納品した単味飼料と粗飼料の納品日・品目・数量等をご記入ください(記入例を参照)。※用紙が足りない時はコピー
- ④添付のレターパックに「申請書」、「申請飼料一覧表」、および請求書等の原本を封入し、郵送(そのままポストに投函可)。※請求書等は後日返還します。
※第1四半期の申請締切:8月15日(必着)
- ⑤9月頃、指定の振込口座に補助金が振り込まれます。(同時期に郵送でも通知)

<第2四半期(7~9月)分>

- ・第1四半期に申請のあった畜産農家へ、書類入りレターパックが送付されます。
- ・第2四半期の事務手続きは、第1四半期の①~④と同様。12月振込(見込)。
※第2四半期の申請締切:11月15日(必着)

<第3四半期(10~12月)分>

- ・12月下旬頃、第1・第2四半期のいずれかに申請のあった畜産農家へ、申請書類入りレターパックが送付されます。
- ・第3四半期の事務手続きは、第1四半期の①~④と同様。3月振込(見込み)。
※第3四半期の申請締切:2月15日(必着)

<第4四半期(1~3月)分>

- ・3月下旬頃、第1・第2・第3四半期のいずれかに申請のあった畜産農家へ、申請書類入りレターパックが送付されます。
- ・第4四半期の事務手続きは、第1四半期の①~④と同様。6月振込(見込み)。
※第4四半期の申請締切:5月15日(必着)(予定)

※第2・第3・第4四半期のみ申請される場合、申請書類を送りますので、三重県畜産協会〔電話059-213-7512〕(※酪農家は三重県酪農)へご連絡ください。

お問い合わせ先: 三重県農林水産部 畜産課 畜産振興班(電話 059-224-2541)

表面もご確認ください